

37年度と36年度の比較

Table comparing 36 and 37 fiscal years for individual and family allowances. Columns: 36年度, 37年度. Rows: 独身者の場合 (15万 to 50万), 扶養親族四人の場合 (30万 to 100万).

改正の主旨と要点

今回の改正の主旨とその要旨については、すでに広報紙一月号で説明した通り、地方税制の自主性を確保されたこと、次のよう...

住民税の課税方式

当市が採用する本文方式

本年四月から住民税(市、県民税)の課税方式がかわり、吉原市では、市民の税負担の軽い「本文方式」を採用することにきめたことは、すでに広報紙一月号でお知らせ...

税額に大差はない 取扱いは所得税とほとんど同じ

市民税の申告を必要としない人

次の一、二、いずれかに該当する者は申告する必要はありません...

すべて申告制に

申告しなければ控除は受けられません。今回の地方税法の改正で従来と大きく変わった点は、何といても法律で定められた申告書に所得額や扶養親族などを記載し、三月二十日までに市長に提出するよう義務づけられたこと...

住民税の

申告相談日を開設

住民税の申告書は、三月二十日(月)二十五日から課税課と各支所へまでに課税課、又は各支所へ提出... 三月十六日、三月十九日、三月二十日...

申告書の記載方法

住民税の申告書の様式は、所得の確定申告書とほとんど同じです。所得税の確定申告書と提出される方は、控除をもちに持って来れば、住民税の申告書はその控除に基づいて記載することが出来ます。

県民税も同時に徴収

三月二十日において市が所得を調査した結果、基礎控除額と扶養控除額の合計額以上の所得額があった場合には基礎控除以外の各種控除は認められなくなり、申告義務がないと思われてもなるべく期日までに申告することをおすすめします。

所得課税となる

本文方式による課税方法を一般的な例によって簡単に説明します。次のとおりです。なお、均等割(市400円、県100円)は従来と変わりません。

所得控除は

総所得金額の算出、所得控除の範囲と種類及び控除額などについては昭和35年度の所得税法の規定項目が地方税法に新しく設けられましたので、昭和36年度の所得税法とは異なる点があります。(下の表をご覧ください)

所得税と市民税の各種控除額

Table comparing tax deductions for 昭和36年度 and 昭和37年度市民税. Columns: 控除種目, 昭和36年分所得税, 昭和37年度市民税.

障害者等の税額控除

今回の課税方式の改正では、所得と同一ように、所得者が障害者である場合など、それぞれ市民税所得割から千円が控除されます。

超過累進税率となる

広報紙一月号でも説明しましたが、改正では、課税総所得金額に超過する部分(従来は、一定税率)を課税し、累進税率を適用して市民税を計算します。

税率表

Table showing tax rates for different income brackets. Columns: 所得金額, 税率.

① 158,900円の場合
158,900円 { 100,000円 x 2/100 = 2,000 / 58,900円 x 3/100 = 1,760 } = 3,760円
の市民税算出所得割額となります

② 469,300円の場合
469,300円 { 100,000円 x 2/100 = 2,000 / 100,000円 x 3/100 = 3,000 / 269,300円 x 3/100 = 1,770 } = 15,770円
の市民税算出所得割額となります